
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **債務不履行（デフォルト）の定義**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 2 における IFRS 第 9 号「金融商品」の債務不履行（デフォルト）の定義及びこれに関連する 90 日以上延滞（期日経過）の反証可能な推定規定の取扱いに関する事務局の分析と提案についてご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号の ECL モデルでは、対象となる金融商品の組成又は購入時点以降の信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）が生じているかどうかにより、金融資産をステージ 1 とステージ 2 以下に切り分け、予想信用損失を認識し測定する期間を、12 か月と全期間で使い分けている。SICR の評価方法に関し、IFRS 第 9 号は原則主義的なアプローチを採っており、具体的ないし機械的なアプローチを定めていないが、金融商品の全期間（予想残存期間）にわたる債務不履行リスクの変化を用いるとの原則を置いている¹。
3. ここで、債務不履行リスクの元となる事象である債務不履行をどのように定義するかによって債務不履行リスクの変化やその程度の捉え方が変わる可能性があり、その結果、対象となる金融商品に係る SICR 及びステージの判定に関する実務に影響する可能性がある（別紙において具体例を用いた解説を記載している）。
なお、一般事業会社に関してはステップ 5 で検討するが、営業債権等については、通常、単純化したアプローチを適用し、SICR の評価自体を行わないことから、本論点における実務への影響は通常は生じないと考えられる。
4. この点に関して、ステップ 0²における審議では、以下のとおり IFRS 第 9 号の債務

¹ 第 466 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 24 日開催）の審議事項(3)-2「ECL モデル（IFRS 基準）における信用リスクの著しい増大の評価に関する定め」第 4 項、第 6 項から第 10 項参照。

² ステップ 1（ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とす

不履行の定義の仕方と現行実務は異なるため、その取扱いを検討すべきという意見が聞かれている。

- 債務不履行の定義に関して、欧州の開示例では、“non-performing”や90日超の延滞といった、一般的には要管理と言われるような先とされているようだが、通常の実務では、破綻懸念先から債務不履行と定義しているため、丁寧な議論が必要と考える(第473回企業会計基準委員会(2022年2月8日開催))。
- 資料で示された点以外に債務不履行(default)に関する定めを基準上どのように取り扱うべきかという点も議論すべきであると考えており、資料に加えた方がよい(第168回金融商品専門委員会(2021年8月25日開催))。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS第9号における定め

5. IFRS第9号は債務不履行について以下のように定めている³。
 - (1) 会計基準上では債務不履行を具体的に定義せず、企業が内部信用リスク管理で用いている定義を用いる⁴。
 - (2) ただし、合理的で裏付け可能な情報に基づく反証がなされない限り、少なくとも90日延滞(期日経過)した時点では債務不履行が生じているとの反証可能な推定規定を設ける。
6. 前項(1)の背景となる、IASBの考え方は以下のとおりである⁵。
 - (1) 債務不履行は、基本的には契約上の支払義務が果たされない状態を指すが、実務的には幅のある理解がなされている。そのため、会計基準上でこれを具体的に定義すると、財務報告目的の定義とリスク管理目的の定義が整合せず、予想信用損失に関する有用な情報を提供しない可能性がある。
 - (2) 企業が債務不履行を定義する方法と、その債務不履行の定義の結果として生じ

るかの選択)の前段階の整理をステップ0と位置付けている。

³ IFRS第9号B5.5.37項。また、第464回企業会計基準委員会(2021年8月30日開催)審議事項(4)-2「金融資産の減損に関する日本基準、IFRS第9号及びTopic326の比較」参照。

⁴ なお、企業がどのように債務不履行を定義したかは、その理由と共に開示が要求される(IFRS第7号「金融商品：開示」第35F項(b))。

⁵ IFRS第9項BC5.248項からBC5.253項

る信用損失との間には相殺的な相互関係があるため、適用される債務不履行の定義の相違によって予想信用損失が変わるとは限らない⁶。

7. しかし、債務不履行の定義について完全に各企業における信用リスク管理上の定義に委ねた場合には、SICR の評価を通じた 12 か月又は全期間の予想信用損失の引当の切り分けに関して、企業間での首尾一貫した適用が確保されない懸念がある。
8. 前項の懸念を踏まえ、IFRS 第 9 号は、債務不履行の具体的な定義は企業に委ねることで適用上の柔軟性と内部信用リスク管理との整合性を図る一方、SICR の評価に基づく ECL モデルの企業間の首尾一貫した適用を確保するための安全装置（バックストップ）として、合理的な反証がない限り、少なくとも 90 日延滞の時点では債務不履行が生じているという反証可能な推定規定を設けている（以下「90 日延滞のバックストップ」という。）。

なお、IASB は、バックストップを 90 日延滞と定義することについて理論的な根拠がないことを認めているが、現行実務及び規制上の多くで、90 日延滞が債務不履行の定義として用いられていることとの整合性を理由として挙げている。

日本基準における定め

9. 日本基準における金融商品会計基準等では債務不履行の定義について特段の定めは設けられていない⁷。
10. 一方で、我が国の銀行等金融機関においては、監督当局による、金融商品会計基準の枠組みを基礎としつつ、債務者区分や貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関するより詳細な取扱いを定めた金融検査マニュアル別表を参照する形での引当実務が長年行われてきた⁸。この経緯から、我が国の銀行等金融機関における信用リスク管理

⁶ この考えは、2013 年の公開草案「金融商品：予想信用損失」においてデフォルトを定義しない提案を行った背景として説明されたものであり、その趣旨は、次のように理解される。すなわち、ある債務者や債権について、信用悪化がより小さい時点（例：90 日延滞時点）を債務不履行と定義した場合には、より信用度が悪化した時点（例：法的倒産）を債務不履行と定義した場合と比べ、より債務不履行に該当しやすくなるため、債務不履行リスクは相対的に高く算定されるが、債務不履行に該当した債務者ないし債権が、その後に信用回復する可能性もより高くなるため、債務不履行が生じた場合の損失はより小さく算定され（逆も同様である。）、両方を加味した予想信用損失の金額は変わらない可能性がある。

⁷ 第 464 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 30 日開催）審議事項(4)-2「金融資産の減損に関する日本基準、IFRS 第 9 号及び Topic326 の比較」参照。

⁸ 金融検査マニュアル「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「自己査定（別表 1）」及び「償却・引当（別表 2）」（2019 年 12 月に廃止されている）。なお、この他、金融検査マニュアルを踏まえ日本公認会計士協会が公表している、銀行等監査特別委員会報告第 4 号等の金融商品会計基準の定めの特則として業種別の会計及び監査に関する詳細なガイダンス等も参照されていると考えられる。

及び引当実務では、資産自己査定を通じて、債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分し、より詳細な内部格付制度を有している場合には、さらに細分化を行ったうえで、各債務者区分や内部格付に応じた予想損失率を整備し、それを用いて一般貸倒引当金を算定している。

11. 金融検査マニュアルでは、一般貸倒引当金の算定に用いる予想損失率として貸倒実績率による方法と、倒産確率による方法が認められているが、貸倒実績率による場合には、実際の貸倒損失額（貸倒償却等毀損額）によって算定されるため、貸倒損失額に含めるべき範囲を定める一方、倒産確率法においては、確率の基礎となる倒産を定義する必要があるため、「倒産件数として、少なくとも実質破綻先及び破綻先となった全ての件数が反映すること、また、倒産件数には、何らかの形で破綻懸念先となった件数を反映することが適当である。」との記載がなされている。そのため、当該方法を用いている銀行等金融機関の引当実務においては、破綻懸念先への分類を「倒産」の定義の一部を構成すると捉えたうえで、倒産確率とこれと整合する損失率が用いられている。
12. それとは別に、自己資本比率規制上、内部格付手法を採用している銀行等金融機関では、内部で推計したデフォルト確率（PD）が自己資本比率の算定に用いられる。ここで、金融庁の告示におけるデフォルトの定義には、金融再生法（平成十年金融再生委員会規則第二号）における要管理債権への該当事由が生じることが含まれており⁹、さらに要管理先の定義には3か月延滞が含まれる。そのため、自己資本比率規制上で用いられるデフォルト確率における定義は3か月延滞が反映されている点でIFRS第9号のバックストップと整合していると考えられる¹⁰。

IV. ASBJ 事務局の分析

実務上の困難さに関する検討

13. IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れる場合、債務不履行の理解に幅があることを踏まえ、会計基準ではこれを具体的に定義せず、企業が実務で用いている定義に委ねるが、バックストップとして90日延滞していれば少なくとも債務不履行が生じているのではないかとの反証可能な推定規定を設けることになる。

⁹ 国内の銀行業に対する自己資本比率規制、第1の柱に関する告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）第二百五条。

¹⁰ リテール向けエクスポージャーについては、異なる定めがある。

14. ここで、債務不履行を会計基準上では具体的に定義せず企業が実務で用いている定義に委ねることに関し、ASBJ 事務局では、現行の金融商品会計基準等及び金融検査マニュアルにおいても同様であり、また、IFRS 第9号が実務上の柔軟性と企業の信用リスク管理と整合性を図ることを目的としていることを踏まえると、これを取り入れることによって実務上の影響は通常は生じないと考えている。
15. これに対し、90日延滞のバックストップに関しては、日本基準上の取扱いや現行実務と異なるため実務に影響が生じる可能性がある。ここで、ステップ2の実務上の困難さの観点からは、現行の内部信用リスク管理や引当実務において、IFRS 第9号と統合的な債務不履行リスクや、それと整合した債務不履行時の損失率といったデータを保持しておらず、既存のデータの調整や新たに内部データ又は外部データの整備に大きな実務負担が生じる状況が例として考えられる。
16. 実務上の困難さを前項のように捉えた場合、自己資本比率規制上、内部格付手法を採用している銀行等金融機関の一部においては、IASB がバックストップを90日以上延滞と定めた理由である自己資本比率規制上、内部格付制度を整備したうえで、既に3か月延滞を該当事由に含む要管理先をデフォルトの定義として用い、デフォルト確率及びこれと統合的なデフォルト時損失率(LGD)のデータも有している¹¹。
17. これらの金融機関であっても与信事業の規模や複雑性に依りて、信用リスクの評価方法や保有しているデータもさまざまであり、それにより実務負担も異なると考えられるが、金融機関における状況によっては必ずしも実務上困難とまでは言えないと考えられるがどうか。

国際的な比較可能性の観点からの検討

18. 仮に90日延滞のバックストップを取り入れなかった場合、IASB がこれを設けた経緯を踏まえると(第6項から第8項参照)、ステップ2で開発する会計基準は、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすと認められず、国際的に遜色がないと捉えられない可能性があるのではないかと考えられる。

ASBJ 事務局の提案

¹¹ 先進的内部格付手法と基礎的内部格付手法があり、前者はデフォルト確率(PD)とデフォルト時損失率(LGD)の両方を自行で推計する手法であり、基礎的内部格付手法は、事業法人向けエクスポージャーのデフォルト時損失率(LGD)は自行の推計値でなく当局設定値を用いる。なお、いずれの手法を採用する場合も、金融庁告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準)で定められた所定の信用格付制度を整備したうえで、承認を得る必要がある。

19. 第13項から第18項までの分析を踏まえ、ステップ2ではIFRS第9号における定めをそのまま取り入れ、会計基準上では債務不履行を定義せず企業が信用リスク管理で用いている定義を用いるものとするが、首尾一貫性を確保するためのバックストップとして90日以上延滞を債務不履行とみなす反証可能な推定規定を設けることでどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第19項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別 紙

債務不履行の定義が異なることによる、債務不履行リスクの変化の捉え方への影響の具体例

1. 本資料では、債務不履行リスクとその定義について、以下のとおり記載している。
 - 債務不履行をどのように定義するかによって債務不履行リスクの変化やその程度の捉え方が変わる可能性がある（本資料第3項）。
 - 信用悪化がより小さい時点（例：90日延滞時点）を債務不履行と定義した場合には、より信用度が悪化した時点（例：法的倒産）と定義した場合と比べ、債務不履行リスクは相対的に高く算定される（本資料第6項(2)の脚注6）。
 - 銀行等金融機関の倒産確率法に基づく引当実務では、倒産の定義としては破綻懸念先以下が参照されている。一方、自己資本比率規制上のデフォルト確率(PD)では基本的には要管理先以下と定義され、この点ではIFRS第9号の90日延滞のバックストップと整合している（本資料第11項及び第12項）。
2. 債務不履行リスクの変化を捉えて著しく増大が生じているか判定する方法としてはいくつかの方法が考えられるが、1つの方法としては格付遷移データに基づくPD(倒産確率/デフォルト確率)の変化によって判定する方法がある。ここでいう格付遷移データとは、一定期間に所定の債務者区分又は内部格付けであった貸出先が、どの区分に遷移したかの件数/確率を格付別に集計したものである。
3. 以下では図表1の格付遷移データを用いて、債務不履行の定義により債務不履行リスク（ここではPD）の変化の捉え方が変わることを解説する。

[図1] 格付遷移行列を用いた倒産確率／デフォルト確率の算定イメージ (単位：%)¹²

		当期末										
		1	2	3	...	要注意 先	①PD	要管理 先	②PD	破綻 懸念先	実質 破綻先	破綻先
前 期 末	1	25	20	15	...	10	15	= 7	+ 8	= 5	+ 2	+ 1
	2	15	25	17	...	12	18	8	8	5	2	1
	3	10	15	25	...	15	20	10	10	6	3	1
	⋮											
	要注意 先	2	5	10	...	35	30	15	15	10	3	2
	要管理 先	2	3	5	...	10	70	35	35	15	12	8
	破綻 懸念先	1	3	4	...	5	87	10	77	35	22	15
	実質 破綻先	0	0	1	...	4	95	5	90	10	35	35
	破綻先	0	0	0	...	0	100	0	100	2	8	90

- ここで要管理先以下の格付を債務不履行と定義した場合、図表1の格付1のPDは15% (7%+5%+2%+1%) と算出される。一方、破綻懸念先以下の格付を債務不履行と定義した場合には、図表1の格付1のPDは8% (5%+2%+1%) と算出される。比較した場合、信用リスクの悪化がより著しい破綻懸念先の時点を債務不履行とした場合の方が、PDが小さく算出される結果となっている。
- 仮に定義した債務不履行に対応するデータを入手できない、または複数のデータソースを組み合わせる必要がある場合には、SICR 及びステージの判定に関する実務に影響を与えることが考えられる。

以 上

¹² ASBJ 事務局による仮想データである。